

【基本課題V】 DV防止対策と被害者支援の仕組みづくり <DV対策基本計画>

1. DV被害の早期発見・相談体制の整備充実

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課	
V	1	① ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	窓口業務を通して、職員一人ひとりがDV被害者であるかの一定の判断ができ、相談・支援窓口へつなげていける体制を目指す。	納税課
V	1	① ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	窓口業務でDV被害者から相談があった場合は、DV相談窓口を適切に案内します。	児童育成課
V	1	① ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	市営住宅の既存入居者及びその他の来庁者において、DV被害のおそれがある者が見受けられた場合には、相談・支援窓口を紹介または連絡し、被害の拡大を未然に防ぐ。	建築住宅課
V	1	① ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	課内ではDVに関する資料を配布し、DVについての意識を高め、業務等の中でDV被害相談があった場合は相談・支援窓口に繋いでいく。	上水道工務課
V	1	① イ	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	市内医療機関等、虐待対応課等にDV早期発見のための協力依頼をする。	人権推進課
V	1	① ウ	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	DV相談窓口を記載したカード、パンフレットを公共施設等に配架し、相談窓口の周知に努める。	人権推進課
V	1	① ウ	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	・センターニュースや市広報により、女性センターで実施している各種相談の周知を図る。 ・DV・電話・面接相談のパンフレット等を講座参加者・来館者に配布し、相談窓口の周知する。 ・市内公共機関にセンターニュースや相談窓口案内冊子等の配架を依頼している。 センターニュースや相談窓口等案内冊子を市内の医療機関に送付し、医療機関の窓口で配架を依頼して周知を図っている。	人権推進課（女性センター）
V	1	② ア	DV被害者の相談体制の整備・充実	・引き続きDV相談体制を充実させる。 ・DV総合相談窓口として、DV相談室で様々な手続きができるようにする（ワンストップサービスの充実）。	人権推進課
V	1	② ア	DV被害者の相談体制の整備・充実	DV相談には、相談者の安全が確保できる場所や個人情報の保護に配慮して対応する。	人権推進課（女性センター）
V	1	② イ	DV被害者の相談体制の整備・充実	DV被害者覚知後の相談や関連機関への連絡・連携体制等を強化する。	経営管理課
V	1	② イ	DV被害者の相談体制の整備・充実	・DV相談を受けた時には、警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、大阪府岸和田子ども家庭センター）等の関係機関との連携強化を図る。 ・関係各課で相談窓口担当者会議を開催し、連携を強化する。	人権推進課
V	1	② イ	DV被害者の相談体制の整備・充実	男女共同参画担当や庁内相談窓口と連携を強化し、相互に協力して対処する。 子ども家庭センター・岸和田警察・大阪地方裁判所岸和田支部等と連携し、情報提供を受ることと併せて各機関の事業案内等を相談員研修として実施する。	人権推進課（女性センター）
V	1	② ウ	DV被害者の相談体制の整備・充実	DV対策関連の会議または研修への参加による相談員の人材育成を図る。	経営管理課
V	1	② ウ	DV被害者の相談体制の整備・充実	DVに対する認識を高めるため、DV啓発のDVDを上映する課内研修を行う。	浄水課
V	1	② ウ	DV被害者の相談体制の整備・充実	・講座や研修会へ参加し、相談員の資質の向上を図る。 ・DVに関する正しい知識を習得するとともに、二次被害を防止するため、職員向けの研修会を開催する。 ・既存の制度等を利用し、相談員の心理的ケアに配慮する。	人権推進課
V	1	② ウ	DV被害者の相談体制の整備・充実	国の教育機関エック（5月）・大阪府ドーンセンター（5・6月）・近隣で実施されるDV相談に関する研修会や講座については、積極的に受講し、その内容についてはスタッフのミーティング等で報告するなど、研修内容がDV相談に生かせるよう努力する。 電話相談については毎月1回相談事例の検討や研究を実施することと、併せて関連の研修等に参加することで相談員のスキルアップを図る。 二次被害防止と個人情報を保護する等、職員研修やミーティングで周知徹底する。	人権推進課（女性センター）

2. DV被害者への支援体制づくり

基本課題	基本施策	施策の方向		平成26年度実施計画	担当課	
V	2	①	ア	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為などの被害者への支援措置として「住民票の写し」及び「戸籍の附票の写し」の交付や閲覧の制限を行う。	市民課
V	2	①	ア	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の所在情報について、徹底的な保護に努めます。 ・DV被害者の保護のため、住所変更に関係なく新たな生活地での介護保険加入について、市町村間で調整を図ります。 	介護保険課
V	2	①	ア	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	DV被害により、加害者から身を隠し居住する者には、関係各部署との連携を以てその個人情報等が漏洩することのないよう配慮する。	建築住宅課
V	2	①	ア	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の場合、大阪府女性相談センターに被害者の一時保護を依頼する。 ・一時保護の際、保護所までの同行支援を行う。 ・関係機関と連携し、加害者に被害者の個人情報が漏れないよう研修実施などにより徹底する。 	人権推進課
V	2	①	ア	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	被害者の安全確保とその個人情報の保護。 警察や子ども家庭センターなど関係機関と連携し、被害者支援する。	人権推進課（女性センター）
V	2	①	イ	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	DV被害者（母子）が一時保護された後、入所が必要と認められる場合、関係機関と連携し母子生活支援施設の入所及び自立に向けた支援、関係する社会資源の情報提供を行います。	児童育成課
V	2	①	イ	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	市営住宅は当初住宅難の解消を目的とし、家族向けの供給を前提に設計されていたため、申込資格に「同居親族を伴うこと」が規定されていた。その後、昭和55年法改正により、高齢者・身体障害者の単身入居が可能となり、平成17年政令改正により、DV被害者も単身入居が可能となったが、本市においては単身者用の住戸が存在せず、居住面積の小さい住戸へ高齢者に限って単身入居を認めてきた。平成24年条例・規則改正により、単身入居要件を具体的に明示することとし、その中にDV被害者を含むものとした。今年度は一般入居募集の際に、DV被害者を明記し、単身受入を可能とする。その際に、情報漏えい等がないように十分に配慮する。	建築住宅課
V	2	①	イ	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、被害者に対して適切な情報提供及び自立支援を行う。 ・迅速・丁寧な情報提供及び自立支援が行えるよう、各課へ協力を依頼する。 	人権推進課
V	2	①	イ	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者が必要とする情報の提供をおこなう。 ・自立支援やDV・男女共同参画関連の講座等を知らせ、電話相談や面接相談等も案内し、自立に向けた支援を実施する。 	人権推進課（女性センター）
V	2	①	ウ	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、大阪府岸和田子ども家庭センター）との連携の強化を図る。 ・関係各課で相談窓口担当者会議を開催し、連携を強化する。 	人権推進課
V	2	①	ウ	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	被害者の安全確保とその個人情報の保護に配慮しつつ、警察や子ども家庭センターなど関係機関と連携し、被害者支援を行なう。	人権推進課（女性センター）
V	2	①	エ	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	岸和田市配偶者暴力相談支援センターの設置に向け、検討を行うために、先進市へのヒアリング実施など情報収集に努める。	人権推進課

3. DV根絶に向けての啓発の推進

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課	
V	3	① ア	DVに関する市民への啓発の推進	DVについての理解を深めるための研修会等を開催しDVに関する啓発を充実させる。	人権推進課
V	3	① ア	DVに関する市民への啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止の講座等を開催し、広く市民にDVの実態を周知する。市内の施設等での出前講座に於いてもDVの実情を広く市民に伝える。 ・人権教育課とともに、女性リーダー及び幼・小・中・高校の男女共生教育担当者を対象に8月5日に研修会を開催する。 ・女性センターで実施する講座等においてもDVの実情を伝え、防止の啓発する。 DV防止に関する図書・資料・雑誌・ビデオ等の貸出しに注力し、啓発する。	人権推進課（女性センター）
V	3	① イ	DVに関する市民への啓発の推進	男女が平等な関係性を築くことができるよう、各種研修会などを通じて教職員の資質向上に努める。	人権教育課
V	3	① イ	DVに関する市民への啓発の推進	デートDV予防啓発冊子、啓発用クリアファイルを学校、地域に配布し、若年層に対しデートDVに関する啓発を行う。	人権推進課
V	3	① イ	DVに関する市民への啓発の推進	人権教育課とともに、女性リーダー及び幼・小・中・高校の男女共生教育担当者を対象に8月5日に研修会を開催する。 女性センターで実施する講座等において、デートDVの冊子を活用し、DVの実情を伝え、防止の啓発をおこなう。 DV防止に関する図書・資料・雑誌・ビデオ等の貸出しに注力し、啓発する。昨年同様にソロプチミスト大阪一南から支援を受け、DV関連の図書を充実させる。	人権推進課（女性センター）
V	3	① ウ	DVに関する市民への啓発の推進	DV防止に関するチラシの設置、配布の拡充に努め、啓発を図る。	山直市民センター
V	3	① ウ	DVに関する市民への啓発の推進	DV防止に関するポスター等の掲示、チラシの配布に努め、広く市民にDV防止の啓発をする。	桜台市民センター
V	3	① ウ	DVに関する市民への啓発の推進	DV防止のポスター等を、競輪場内の掲示可能な場所に掲示することにより啓発を行う。	公営競技事業所
V	3	① ウ	DVに関する市民への啓発の推進	院内掲示やパンフレットの備え付けにより、来院された市民の方への周知および啓発を行う。	医療マネジメント課
V	3	① ウ	DVに関する市民への啓発の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、広報や市ホームページ等によるPRを実施するとともに、DV防止のための啓発物品を広く配布するなど、DV根絶に向けた啓発を行う。	人権推進課
V	3	① ウ	DVに関する市民への啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性センターで実施する講座等においてDVの実情を伝え、防止の啓発をおこなう。 ・DV防止に関する図書・資料・雑誌・ビデオ等の貸出しに注力し、啓発する。 ・DV防止の活動をおこなう登録グループに対し、情報提供や助言などの支援を行い、グループ生が地域でDV防止の活動ができるよう協力する。 	人権推進課（女性センター）